

ケンシン フリーダイヤル相談



手続きサービス

心当たりのある方はまず、フリーダイヤルにご相談ください。ケンシンがお手伝いします。

もらい忘れ年金はありませんか？

請求もれの年金事例

①戦時中の

終戦の昭和20年8月までに、広島にはたくさんの軍需工場がありました。その軍需工場にお勤めされたことはありませんか？厚生年金は昭和17年6月（女性は昭和19年10月）から始まっています。その時の厚生年金のもらい忘れがたくさんあります。



①に該当されている方が
すでに死亡されているときは

夫が請求していれば、もらえるはずであった厚生年金は、今からでも遺族にもらえることがあります。また妻には遺族厚生年金として受給できることがあります。

②結婚前の

女性の方で、結婚前やその後に、1カ月でも会社にお勤めされたことはありませんか？厚生年金として受給できることがあります。

③若い頃のお勤め 転職など

学校を卒業してから現在まで、会社勤務がある方や転職され複数の会社に勤務された方には、短期間の会社勤務時の厚生年金が請求漏れになっていることがあります。

①まず、ご相談 ください



フリーダイヤル

年金なんでも相談

0120-745-530

平日9:00～17:00

(ケンシン 本店：お客様相談窓口)

年金を発見しても、制度上必ずしも受給できるとは
かぎりません。あらかじめご了承ください。



②手続きサービス



手続きは、ケンシン職員が
お手伝いします。(無料)



ケンシン

広島県信用組合